

小諸すみれ通信

K O M O R O S U M I R E N E W S

平成 30 年 4 月 2 日改訂（内容は随時更新いたします）

ソーシャルワーカー / 医療福祉相談室



～障害年金について～

◎ 障害年金とは

年金に加入している方が、病気やケガをして完治に至らず、日常生活に支障が出る状態になった場合に支給されます。

◎ 受給できる条件

次のような条件が必要です。

（精神障害で受給する場合。他の障害の場合、条件が異なることがありますのでご確認下さい。）

1) 初診日から 1 年 6 か月以上経過していること

精神科の症状で、初めて医療機関を受診した日のこと。

必ずしも精神科を受診している必要はなく、かかりつけの内科医などを受診した場合も含まれます。

2) 申請時点で 20 ～ 64 歳までの方

3)

20 歳になる前に診察を受けた人

- ① 20 歳より前に初診日があること
- ② 障害の等級に該当する程度の状態である

20 歳を過ぎてから診察を受けた人

- ① 初診日の時点で年金加入していること
- ② 保険料を一定期間払っていること（もしくは免除を受けていること）
- ③ 障害の等級に該当する程度の状態である

次のような状態に該当する程度です。

- 1 級：日常生活において、食事や身の安全保持、金銭管理等ができず、規則的な服薬管理もほとんど困難である。
- 2 級：日常生活や社会生活は、援助があれば可能である。
- 3 級：日常生活は自発的に行うこともできるが、なお援助を必要とする。

◎平成30年度 障害基礎年金額（年額）

1級 974,125円

2級 779,300円

※ 厚生年金に加入中に初診日があるときは、障害厚生年金も受給できます。

※ 受給者に生計を維持されている子がいる場合には、加算があります。

申請手続きの窓口

初診日に、年金に加入していたかどうか等、日本年金機構各年金事務所で調べることができますので、まずはお近くの年金事務所へご相談ください。

ただし、加入していた年金が共済年金（公務員など）の場合には、該当する共済組合へご相談ください。

国民年金保険料の免除制度・若年者納付猶予制度

国民年金は、経済的な理由等で保険料を納めることが困難な場合、保険料の納付が免除されます。

また、学生には納付特例、保険料を支払うことが困難な状態ある20歳代の人には、保険料の納付が猶予される制度（若年者納付猶予制度）があります。免除・猶予期間は年金に加入しているとみなされますが、市区町村の窓口で、申請の手続きが必要です。

特別障害給付金

国民年金の任意加入期間に加入しなかったことにより、障害年金に該当しない方には「特別障害給付金制度」があります。20歳の時に学生だった方や主婦の方等が対象になります。心当たりの方は、お近くの年金事務所へご相談ください。

※ 先にご説明した障害年金の等級（1～3級）は、障害者手帳の等級とは、別の制度ですので、年金の等級と手帳の等級は、必ずしも一致するとは限りません。

※ この年金は、収入があっても支給されますので（条件はあります）、現在お仕事をされている方であっても、受給の対象になるかどうかを、ぜひ、確認されることをお勧めいたします。

